

「横浜市開発事業等の調整等に関する条例」に基づく 緑化等に関する協議図書作成の手引（斜面地開発行為を除く）

令和7年4月

横浜市 みどり環境局 公園緑地管理課 公園緑化協議担当

TEL 045(671)2647

URL <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kyogi/koen/download.html>



注意 旧条例が適用される（令和7年3月31日までに標識設置届の提出を行っている）開発事業の方はこの手引書ではありません。**手引書 No. 2（旧条例／H25.7.1以降）**又は**手引書 No. 2（旧条例／H25.7.1前）**をお使いください。

公園・緑化等の相談、書類の提出や受取りは、午前中をお願いします。

午後は担当者が会議、検査等で不在になることがありますので、
事前に連絡の上、ご来庁ください。

1 協議図書作成上の注意

「横浜市開発事業等の調整等に関する条例」第18条第2項第4号に基づく緑化等を行う空地に関する協議を申請する場合は、次の点に注意して協議図書を作成してください。

なお、斜面地開発行為については**手引書 No. 3**「『横浜市開発事業等の調整等に関する条例』に基づく緑化等に関する協議図書作成の手引（斜面地開発行為）」を参照してください。

- （1）協議図書2部（正1部、副1部）提出してください。その他に「2 協議図書の作成方法」の9、10、12の図書を2部提出してください。
- （2）協議図書は、破損等を防止するためA4版のファイルにとじて提出してください。
- （3）「横浜市開発事業等の調整等に関する条例の手引」を参照し、担当者と十分協議のうえ、計画の内容がおおむね確定してから図書の作成を行ってください。
- （4）公園等の協議及び、樹木の保存・表土の保全措置の対象となる事業の協議図書については、**手引書 No. 4**「開発行為に伴う公園及び樹木の保存等に関する協議図書作成の手引」を参照し、別途提出してください。
- （5）緑化等の工事の完了届出書については、**手引書 No. 5**「『横浜市開発事業等の調整等に関する条例』に基づく緑化等に関する工事の完了届出書作成の手引（斜面地開発行為を除く）」を参照してください。
 - ・ 緑化に関して「横浜市開発事業等の調整等に関する条例」第18条第2項第4号のみ適用された事業については、原則として書類による完了確認を行いますので、緑化しゅん工写真が必要になります。なお、屋上や構造物の上に緑化を行った場合等は施工中の写真も必要となります。
 - ・ 緑化等の工事完了時に建築物の建築が完了する場合は、「横浜市建築物緑化認定証交付手続要綱」第4条第2項の規定に基づき、建築物緑化認定証の交付を請求してください。なお、開発事業の目的となる建築物が複数ある場合は、敷地に対する緑化が基準を満たしていることを確認できる建築物に対して建築物緑化認定証を交付します。

2 協議図書の作成方法

図書の名称	縮尺	明示すべき事項	作成要領等
1 開発事業の計画の整備基準協議申出書 (規則外第10号様式※)			(1) 担当者については、内容を確認できる方の氏名及び電話番号を記入してください。
2 開発事業の計画の概要 (第17号様式第2面※)			(1) 事前に建築局と内容について確認したものを添付してください。
3 委任状		(1) 委任する事項 (2) 委任する者（申請者）及び委任を受けた者（設計者）の住所、氏名、連絡先	(1) 設計者は押印することで図書の訂正が可能になります。
4 4-1 開発事業構想書表紙（再意見なしの押印済み）			(1) 建築局の再意見なし印が押されたものの写しを添付してください。 (2) 特定大規模開発事業等と再意見書が提出された場合は添付不要です。
4-2 開発等協議結果通知書			(1) 特定大規模開発事業等と再意見書が提出された場合に必要となります。写しを添付してください。
5 「標識設置届」チェックシート			(1) 公園緑地管理課のチェックシートの写しを添付してください。
6 位置図	1/2500以上	(1) 開発事業区域の位置、地名 (2) 方位、縮尺、市区町界 (3) 地形、道路、河川	(1) 開発事業区域の境界を赤で明示してください。
7 現況図		(1) 地形 (2) 開発事業区域の境界 (3) 開発事業区域内及びその周辺の公共施設	(1) 実測に基づく地形図を利用してください。
8 土地利用計画図		(1) 方位、縮尺 (2) 開発事業区域の境界 (3) 開発事業区域内及びその周辺の道路、その他の公共施設の位置、形状 (4) 予定建築物の戸数及び敷地の形状 (5) 土地利用区分 (6) 公益的施設の位置 (7) 主要地点の計画高 (8) 横浜市開発事業等の調整等に関する条例第18条第2項第1号から第4号に規定する空地の位置及び形状	(1) 凡例、着色等を利用して分かりやすく表示してください。

※ 「横浜市開発事業等の調整等に関する条例の手引」を参照してください。

図書の名称	縮尺	明示すべき事項	作成要領等
9 緑化計画書			(1) 緑化等の内容を指定用紙に記入してください。
10 緑化計画平面図	1/1000 以上	(1) 方位、縮尺 (2) 開発事業区域の境界 (3) 緑化等空地の区域 (4) 樹木の位置 (5) 樹木の種類、規格、本数、支柱の種類 (6) 植栽地ののり勾配	(1) 土地利用計画図を利用して作成してください。 (2) 対象とする既存樹木がある場合は、必要に応じて写真を添付してください。 (3) 凡例、着色等を利用してわかりやすく表示してください。 (4) 下部に構造物がある場合等、必要に応じて緑化計画断面図を添付してください。
11 緑化施設構造図		(1) 支柱及び植栽基盤の形状、材料、構造	(1) 横浜市公園緑地標準図集を参考にするなどして適切なものを選定してください。
12 緑化計画求積図		(1) 縮尺 (2) 緑化等空地の区域 (3) 求積表	(1) 原則として三斜法により求積してください。CADにより求積する場合は、外周寸法を記載してください。 (2) 横浜市開発事業等の調整等に関する条例第18条第2項第4号イを適用する場合には、添付不要です。

- 表中の9、10、12の図書は、協議図書とは別に2部提出してください。
- 協議成立後、緑化等の計画が変更になった場合は、変更届に変更後の図書を2部添付して、速やかに協議を申し出てください。
- 開発事業の目的となる建築物が複数あり、緑化等の工事完了時に建築物緑化認定証の交付を請求する場合は、各敷地の緑化内容を記入した内訳書を表中の9の図書に添付してください。

緑 化 計 画 書

□ 条例第18条第2項第4号ア(面積)を適用する場合

敷地面積(A)	緑化等空地面積(B)	(B) / (A) * ¹
m ²	m ²	(%)

* 1 事業区域の面積が1,000m²未満及び商業系用途地域の場合は、5%以上。

* 1 事業区域の面積が1,000m²以上(商業系用途地域を除く)の場合は、10%以上。

・緑化等空地面積(B)の内訳

緑化等空地面積(B) * ²	地上部(C)	屋上(D)	壁面(E) * ³
m ²	m ²	m ²	m ²

* 2 緑化等空地面積(B) = (C) + (D) + (E)

* 3 壁面の緑化空地面積(E) = 植栽する部分の水平延長(m) × 1.0(m)

※ (D) + (E) ≤ (A) × 0.05とする。

・地上部(C)における緑化等空地の樹木の内訳

チェック欄

植栽(保存)本数		高木換算本数	高木換算合計本数
高木(a)	本	(a) = 本	本 ※下記の必要高木換算本数以上になるように計画する。
中木(b)	本	(b)÷5= 本	
低木(c)	本	(c)÷25= 本	
地上部(C)		必要高木換算本数	
m ²		(C)÷10= 本	

□ 条例第18条第2項第4号イ(本数)を適用する場合

(戸建住宅の建築を目的とする場合又は、事業区域の面積が1,000m²未満の場合のみに適用することができます。)

チェック欄

植栽(保存)本数		高木換算本数	高木換算合計本数
高木(a)	本	(a) = 本	※下記の必要高木換算本数以上になるように計画する。
中木(b)	本	(b)／5＝ 本	
低木(c)	本	(c)／25＝ 本	
敷地面積(A)		必要高木換算本数	
m ²		☐ 1,000㎡未満	☐ 1,000㎡以上の戸建て
		(A)／200㎡＝ 本	(A)／100㎡＝ 本

注) ・高木とは樹高が3m以上、中木とは樹高が1m以上3m未満、低木とは樹高が1m未満の樹木をいう。

・敷地面積(A)は、建築敷地面積(宅地造成事業面積)とする。

・必要高木換算本数は小数第3位以下を切り上げてください。

委任状

(代理人) 住所

氏名

連絡先

上記の者を代理人と定め、下記の土地に関して

{ 横浜市開発事業等の調整等に関する条例 第18条2項 号 }
{ 都市計画法第 条 }

による手続きの権限を委任します。

土地の所在 横浜市 区

委任事項

- ・協議申出の手続き並びにその訂正・追記、同意等の通知書の受領
.....
- ・変更協議申出手続き並びにその訂正・追記、変更同意等の通知書の受領
.....
- ・変更届の提出並びにその訂正・追記、受領
.....
- ・取下げ届の提出並びにその訂正・追記、受領
.....
- ・完了届出書の提出並びにその訂正・追記、受領
.....

上記委任のこと相違ありません。

年 月 日

(委任者) 住所

氏名

連絡先

変 更 届

年 月 日

(提出先)
横浜市長

(申請者)
住所

氏名

電話 ()

次の協議について、別添図書のとおり変更します。

1	種 別	☐ 都市計画法 開発行為に伴う公共施設（公園等）等に関する協議 ☐ 横浜市開発事業等の調整等に関する条例 開発事業計画の整備基準協議
2	・協議成立番号 ・整備基準適合確認番号	第 一 号 (年 月 日)
3	開発事業区域の 所在地（地番）	区
4	変 更 理 由 及 び 変 更 図 書 名	
5	連 絡 先 ※	住所 氏名 電話 ()

(注意) ※変更内容を確認できる方の連絡先を記入してください。